

## WTOの反ダンピング措置協定

藤原貞雄

はじめに

### 1 GATT第6条

### 2 「GATT第6条の実施に関する協定」の成立

- (1) ケネディ・ラウンド
- (2) 東京ラウンドにおける改訂点

### 3 WTOのAD措置協定

- (1) ウルグアイ・ラウンド交渉とAD措置協定
- (2) 協定の概要

- 〈1〉 ダンピングの決定, 損害の決定及び産業の定義
- 〈2〉 調査, 証拠, 暫定措置, 価格約束
- 〈3〉 賦課, 遡及, 期間, 公告等
- 〈4〉 ダンピング防止委員会と紛争解決

おわりに

はじめに

ダンピングdumpingとは、輸出者が国内価格より不当に低い輸出価格を設定して海外市場を手に入れたり確保する行為のことである。これに対して、輸入国政府当局がダンピングの効果を相殺するために執行するダンピング防止税その他の措置を反ダンピング措置anti-dumping measures（以下AD措置）という。

ダンピングとAD措置を巡る貿易紛争は長い歴史を抱えている。第二次大

戦後のガット体制下においても、GATT第6条<sup>1)</sup>において明確にダンピング非難とAD措置を規定し、これに実効性を与えるために先進国を中心に締約国が第6条の実施に関する国際協定を任意に結んだが、紛争の絶えることがなかった。またWTO発足と同時に強制協定となった「1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定」(Agreement on Article VI of The General Agreement on Tariffs and Trade 1994)が機能している今日でも、AD措置調査開始件数の増加に見るように、紛争は減少するどころか逆に増加している。これは、ダンピングの増加とともにAD措置を国内産業保護政策として用いようとする傾向が強まっていることの反映である。

そこで本稿では、上記協定の成り立ちと協定本文の解説を中心に述べることによって、AD措置がダンピングという不正行為による国内産業の損害を防止するための一時的例外的措置であり、その故に相手国から他の製品の関税率引き下げといった補償提供を要求されない、政策的には中立的な措置であることを明らかにしておきたい。まず協定それ自体が正しく理解される必要がある。各国の措置執行が紛争の原因となる事態が頻発すれば、協定への信頼を失わせ、ひいてはWTOを急速に脆弱化させることは火を見るより明らかである。

協定と加盟国のAD措置法令・手続との背馳については、触れることがあっても、それは本稿の大きな目的ではないので主として脚注に置いた。

## 1 GATT第6条

GATTの第6条は、「ダンピング防止税及び相殺関税 (Anti-dumping and countervailing duties)」と題示されていることから明らかなように、ダン

---

1) 第6条の目的解釈については議論が多い。阿部(1999)は、6条の起草過程を見ることによって、その目的解釈を確認すべき、またこのことを条約法条約31, 32条も要求しているとして、6条の起草課程を当時の経済学説と照らし合わせながら丹念に追っている。阿部克則(1999)「ガット6条の起源—ダンピング防止条項の目的—」『日本国際法政治学会年報』8号、参照。

ピング防止税と相殺関税とを並べて捉えている。これはダンピング及び奨励金・補助金が輸入国に与える効果（後述の損害・遅延効果）を相殺することを目的としている点では両措置が共通するからである。本条では相殺対象のダンピングについては規定を与え、補助金それ自体については第16条「補助金, subsidies」で別に規定している。このためWTOでは「補助金及び相殺措置に関する協定 (Agreement on subsidies and countervailing measures)」を強制協定として別に用意した。

第6条におけるダンピング規定及びAD措置規定は簡単なもので、ダンピングが締約国の産業に実質的な損害を与えもしくは与えるおそれがあり、または国内産業の確立を遅延させるときは、非難されるべき (to be condemned) としている (6条1項, 以下6-1)<sup>2)</sup>。そしてダンピングとは、ある国から他の国へ輸出される商品の価格が次のいずれかの価格より低いときとして、

- (a) 輸出国における消費に向けられる同種の製品の通常<sup>3)</sup>の商取引における比較可能な価格
- (b) 上記の国内価格がない場合は、
  - (i) 第3国に輸出される同種の製品の通常の商取引における比較可能な最高価格、
  - (ii) 原産国における製品の生産品に妥当な販売経費及び利潤を加えたものの、

をあげ、そしてこの価格差の比較においては、販売条件の差異、課税上の差異及び価格の比較に影響を及ぼすその他の差異に対して妥当な考慮を払わなければならないとしているだけである。そしてダンピング防止税については、

2) 「非難されるべき」という文言を明示することは、GATT成立過程においては、むしろ当時の発展途上国の要求であった。阿部 (1999) 228-29頁。

3) 「通常の」normal という表現は「公正な」fair という表現とは明らかに異なっており、ダンピングを「異常競争」と見なし、ダンピング防止税の課税根拠を異常競争防止におく当時の学説を反映している。また当初起草段階で用いられていた「公正な」が排されたのは、その語義が広すぎると判断されたこともある。阿部 (1999) 232-235。

締約国は、ダンピングを相殺しまたは防止するために上記の価格差の範囲内で税を課することが出来るとしている(6-2)だけである。

同条第3項以下では、相殺関税規定及びその限度額規定(6-3, 6-4)、相殺関税とダンピング防止税との併課禁止(6-5)、ダンピングまたは補助金の国内産業への影響規定(6-6)、所得安定補助金等規定(6-7)となっているから、ダンピングそれ自体の規定については第2項までで尽きている。

ダンピングは、本来不当な経済行為であるから、AD措置が不当性を是正し、公正な競争を回復するとともに、自国産業の被害を防止あるいは救済する範囲にとどまる限り、何ら紛争の原因とはならない中立的措置のはずである。にもかかわらずAD措置が紛争原因になるのは、本質的にそれが輸入価格の正当性への政府当局の介入を許し、各国の利害を背景に当局が中立的範囲を超えかつ濫用する余地を残すからである。いったんダンピングと判断すれば、裁量的課税の実施を可能にしているだけでなく、たとえダンピングでないという判断が結果的に得られたとしても、調査開始から最終決定までの間の当局の介入が輸出輸入関係当事者に多大の空費の支出を余儀なくさせ、輸出(入)を実質的に阻害し、ダンピング判断と変わらぬ輸出(入)阻害効果をもたらすからである。

したがってAD措置については詳細にわたる発動条件規定や発動手続きの明確化、紛争処理手続き規定が必要である。にもかかわらず、GATT第6条は、いわば総則があるのみで、そうした諸規定が欠けていたために、現実にはむしろ紛争の火種となる要素を孕んでいた。

もちろん、問題はそれにとどまらない。第6条は、他の条項(3条から22条まで)と同様に、祖父条項(Grand father clause)として扱えること、つまり、この条項に先んじて締約国に国内法が存在する場合は、国内法を優先しうることが「GATTの暫定的適用に関する議定書」(1947年)において認められていたことである。このため、GATTに適合すべく国内法を新たに制定した国との間に甚だしい懸隔が生じたことも紛争の要因であった<sup>4)</sup>。

## 2 「GATT第6条の実施に関する協定」の成立

### (1) ケネディ・ラウンド

第6条の運用の衡平化と実効化を計る動きは、ケネディ・ラウンド（1964～67年）における非関税分野の交渉結果、第6条について実施協定を結ぶことに結実した。それが1968年7月に発効した「GATT第6条の実施に関する協定」及び「ダンピング防止規約」（Anti-dumping Code）である。協定は先進国を中心に25カ国<sup>5)</sup>とECとが締結した。

この協定では、条文にある損害の判定基準、国内産業の定義等を明確にするとともに価格約束、暫定措置、ダンピング調査の開始と期間、紛争処理手続、発展途上国の取扱その他について具体的規定を行い、いわば第6条総則に対する細則の役割を果たすことになった。またダンピング防止委員会を設置し、協定見直し作業をすることも取り決めた。しかしケネディ・ラウンドにおける唯一の非関税分野における広範な成果であった本協定締結に至る過程においては、交渉参加国の利害対立は解消に至らず、そうした点は当然未解決のままに残さざるを得なかった。特に米国は協定を締結したものの議会での支持を得ることが出来ず、批准できないままであったことに注意が必要である。このためAD措置をめぐることは、もっともダンピング調査発動件数の多い米国を中心に紛争が続いた<sup>6)</sup>。

### (2) 東京ラウンドにおける改訂点

4) 小室程夫(1989)「ECのダンピング基本規則とGATT法 上」『国際商事法務』Vol.17, No 1, 1頁。カナダ, 米国, フランス, 英国は祖父条項を援用した。

5) 豪州, オーストリア, ベルギー, カナダ, チェコスロバキア, デンマーク, フィンランド, フランス, 西ドイツ, ギリシア, ハンガリー, イタリア, 日本, ルクセンブルグ, マルタ, オランダ, ノルウェー, ポーランド, ポルトガル, スペイン, スウェーデン, スイス, 英国, 米国, ユーゴスラビア。

6) ガットに通告された1969年から74年まで各国のAD措置調査開始件数は米国125件, EC19件, カナダ42件, その他39件であった。『不公正貿易報告書』1997年版, 86頁。

東京ラウンド（1973～79年）の非関税分野交渉で、当初交渉グループが結成されたのは数量制限・輸入ライセンス、スタンダード、関税評価、補助金・相殺関税の4つで、AD措置はあがっていなかった。その理由は、先のケネディ・ラウンドにおいて協定が成立し、すでにダンピング防止委員会が機能していたからである。新協定あるいは協定改正をラウンド交渉にあげる点で、先進国グループの意見は一致していなかった。一致していたのは、交渉課題にすれば、発展途上国グループが特別優遇措置を求めて交渉が困難化するという見通しであった<sup>7)</sup>。

しかし他面、現行協定に多々見直しを必要とする点がある現実を無視することはできず、また補助金・相殺関税に関する交渉が妥結し、協定が現行AD措置協定とは異なった基準で締結されれば、現行協定を補助金・相殺関税協定と整合させるために改訂することは避けられなかった。それだけではなく東京ラウンドの交渉成果の不可分の一部として新しいAD措置協定を米国議会に批准させることができれば、欧日先進国グループにとっても有利でもあった。このため1975年にはダンピング防止委員会が協定改正作業に入ることを決め、以後改正案をめぐるのは現行協定締約国が主に交渉する推移をたどり、1979年4月には同意に達した。こうして新しい「GATT第6条の実施に関する協定」は、12月東京ラウンドの成果として確認され、他の諸協定と同時に先進国を中心に一括署名された。他の協定と同様、ラウンド交渉に参加した発展途上国は新協定の締結には参加しなかった。

新協定は、旧協定において曖昧であった規定を具体化したこと、旧協定の運用で問題となった点を改善した。主な改正点について摘記すれば下記のようにである<sup>8)</sup>。

#### ①損害の判定基準

ダンピング輸入が国内産業に損害を与えていることの立証義務を厳格化し

7) 東京ラウンド研究会（1980）『東京ラウンドの全貌』、日本関税協会、186-9頁。

8) 東京ラウンド研究会（1980）、189-194頁。また前掲小室（1989）を参照。

た。たとえば、国内産業に与える影響については、生産高、販売、市場占拠率、利潤、生産性、投資収益等の（潜在的）低下に与える影響及び在庫、雇用、賃金、成長率、資金調達力等に与える（潜在的）悪影響といった要因指標の全ての検討を必要とするとした。

## ②国内産業の定義

生産者が輸出者もしくは輸入者と関係を有する場合は、国内産業とはその残りの者をさすとして生産者の範囲を狭めると同時に、分割された市場内の生産者がその製品の全部またはほとんどを当該市場で販売しており、かつその国の他の市場で生産された製品が当該市場で販売されていない場合に限り、当該市場内の生産者を別個の産業とみなすことにした。

## ③価格約束

輸入国は、ダンピング輸出者からダンピング価格の改訂あるいはダンピング輸出の停止の約束を受け、かつそれが実行可能と認めたときはAD措置をとりやめることになっている。これが価格約束であるが、新協定では、この価格約束を関係者外にも公表し透明化を図った。また約束履行に関してルールを厳密化し、履行されない場合はAD措置を90日間遡及適用できることにした。

## ④暫定措置

安易なAD措置の暫定発動を防ぐために、現行のダンピングの存在に加えて損害についても十分な証拠があるという仮決定がある場合にのみ暫定措置が執れるとした。また措置期間（4ヶ月）の延長も輸出者からの養成があった場合に限られることになった。

## ⑤ダンピング調査の開始と期間

旧協定では、ダンピングの事実と損害の双方の証拠があり、損害を受けたとする産業の要請があれば調査を開始できることになっていたが、新協定ではさらに事実と損害との間の因果関係の十分な証拠も必要とした。また調査期間については、1年以内に終えなければならないとした。

## ⑥紛争処理手続

旧協定は事実上、明示的な紛争協議あるいは処理手続き規定をもたないの  
で、2国間協議で解決できない場合はダンピング防止委員会がこれを検討し、  
ここでも解決が得られない場合は委員会内に専門小委員会を設置し検討を委  
託し、そこでの結論を受けてダンピング防止委員会が関係国に勧告すること  
にした。

#### ⑦開発途上国問題

開発途上国の利益のために特別の配慮を行うことを原則とする旨を明記す  
るとともに、AD措置を実施することが途上国の重要な利益に影響を及ぼす  
ような場合には、建設的な救済措置の可能性を検討することにした。

協定の内容の改善にも関わらず、また第3部「16条最終規定」において締  
約国に国内法を新協定に整合すべく措置をとることを求めたにもかかわらず、  
皮肉なことに新協定が発効した1980年代からAD措置発動への衝動はむ  
しろ昂まった。締約国のAD措置調査開始件数は、発効前の1976-79年には年  
平均91件であったが、発効後の1980-84年には142件、1985-89年には138件、  
1990-94年には194件にも達した。主な調査開始国は従来は米<sup>9)</sup>、豪、加であっ  
た。80年代にはEC<sup>10)</sup>が、そして90年代には南アフリカ、インド、ブラジルな

9) 米国は1979年通商協定法、1984年通商関税法、1988年包括通商・競争力法等によってAD措置  
の執行強化を一貫して強化してきた。この間の経緯については下記論文を参照のこと。パトリッ  
ク F. J. マクロリー／森脇純夫訳(1986)「米国商務省によるアンチ・ダンピング法の施行にお  
ける最近の動向」上下『国際商事法務』Vol.14, No 6, 7。フランク・J. シュチャット／ジョー  
ジ・クレインフェルド(1991)「ガット・パネルおよび米国際貿易裁判所の最近のアンチ・ダン  
ピング調査関連の決定」『国際商事法務』Vol.19, No 3。

10) EC理事会は1979年に協定を受入れ、統一規則を制定したが、その後1984年7月、88年7月に  
AD措置に関する統一規則の改正を行い、厳格なダンピング価格解釈と執行をおこなうようにな  
った。このためとくに日本のハイテク製品がAD措置の対象となった。この間の経緯につい  
ては下記論文参照のこと。北林寿信(1987)「ECのダンピング規制と日本企業」『レファレン  
ス』昭和62年11月号(No.442)。ジャック H. j. ブルジョア／池田節雄訳(1987)「ECアンチ・  
ダンピング法の現代的課題」『国際商事法務』Vol.15, No 6。小室程夫(1988)「ECの対日ダ  
ンピング防止税」1～7『国際商事法務』Vol.16, No 1～7。小室程夫(1989)「ECのダン  
ピング基本規則とGATT法」上中下『国際商事法務』Vol.17, No 1, 3, 5。

どが新たに加わった<sup>11)</sup>。それはこの間の国際貿易をめぐる競争激化の反映でもあれば、締約国のダンピング関連法規が依然として新協定に抵触する部分を多く持ったこと、新協定の紛争解決プロセスへの信任が薄いことを原因としていた。

### 3 WTOのAD措置協定

#### (1) ウルグアイ・ラウンド交渉とAD措置協定

ウルグアイ・ラウンド交渉<sup>12)</sup>の最大の成果は、基本協定、紛争解決機関 (Dispute Settlement Body, 以下DSB)、事務局をもつ国際機関としてWTO (World Trade Organization) を生み出したことであろう。AD措置に関していえば、他の東京ラウンド諸協定類と同様にラウンド交渉において改善を加え、従来の任意協定からWTOの強制協定としたことが最大の成果であった。すなわち「1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定」(WTO協定、以下協定)の調印を加盟国の義務としたことである。したがって、いかなる国もWTOに加盟したいと欲すれば、協定の調印を必要とする。

それだけでなく、WTOがDSBを設け、「紛争解決に係わる規則及び手続に関する了解」(マラケシュ協定付属書2)によってあらゆる紛争処理手続を統一化し、いわゆるネガティブ・コンセンサス方式や時限制の導入によって紛争処理の円滑化、迅速化を図ったことによって、協定への信頼を高めた意義も大きい<sup>13)</sup>。

11) 『不公正貿易報告書』1997年版86頁。

12) 東京ラウンド終了が大幅に遅れたこともあり、新ラウンドへの胎動は1982年11月ガット閣僚会議では生まれてはいた。しかし米日EC各国、また発展途上国の思惑は大きく異なっており、ラウンド開始の合意は遅れた。1986年9月、ウルグアイで開催されたガット閣僚会議は、交渉期間を4年間とするウルグアイ・ラウンドの開始を告げた(プンタ・デル・エステ宣言)。ラウンド交渉は1993年12月には実質的に終了したが、1994年4月のモロッコのマラケシュでの閣僚会議におけるマラケシュ宣言の採択によって、125の国及び地域の参加、7年半にわたる交渉は正式に終わりを告げた。

ウルグアイ・ラウンドにおける協定に係わる交渉の目的<sup>14)</sup>は、いうまでもなく東京ラウンド協定（以下旧協定）の不十分な部分を補い、発展途上国の参加を予定した条項の整備を行い、紛争解決手続をWTOの統一手続に整合し、協定への信頼性を高めることにあった。交渉は、迂回防止措置<sup>15)</sup>の導入等多くの争点を残しながらも比較的早期に妥結に向かった。協定は、三部18条と二つの付属書からなっている。第一部全15条では、ガット第6条の規定の解釈と具体的運用に関する規定を定め、他方で加盟国にAD措置に関する衡平でかつ公開の手続を求め、AD措置が国際貿易の不当な障害となることを防止するための詳細にわたる事項を定めた。協定は、AD措置をとれるのは本協定に従ったダンピング調査結果の場合だけであるとしている（原則principles, 第1条）。第二部全2条は、ダンピング防止委員会の機能と紛争解決が前述の「紛争解決了解」（統一手続）によることを述べ、第三部は第18条だけの最終規定で、加盟国の国内法令と行政手続を新協定に整合させる義務を課している。以下その内容を条項に沿って摘記する。

## (2) 協定の概要

### 〈1〉 ダンピングの決定、損害の決定及び産業の定義

#### ① ダンピングの決定determination of dumping

ダンピングとは、輸出価格が輸出国の消費に向けられる正常の価格より低

13) 他方で問題点を深めた面もある。簡単なサーベイについては、長岡貞男(1997)「アンチ・ダンピング措置の動向と今後の改革」『貿易と関税』1999年4月号。本協定成立の評価については当初から否定的な見解もある。新堀 聡(1994)「ガット・ウルグアイ・ラウンドの合意と反ダンピング法の乱用」上下『世界経済評論』1994年11月号 Vol.38(11), 1994年12月号 Vol.38(12), 参照。

14) これまで主としてAD措置対象国であった日本、アジア新興工業国は欧米のAD措置発動の恣意性に制約を課すことを交渉の狙いにしており、日本は欧米の狙い（海外関連会社からの輸出に転換迂回してAD措置発動の効果を最小化する行動を協定で捕捉したい等）に対して反対の論陣を張った。

15) 迂回防止措置については、米国とEUが明確な法令を備えている。小室程夫(1997)「迂回防止措置とGATT/WTO(上)(中)(下)」『貿易と関税』1997年1, 2, 3月号, 参照。

い場合を指す(2-1)<sup>16)</sup>。ただし比較可能な同種商品の国内販売量が輸出向け販売量の5%以上の場合(2-2-注)は両者を比較するが、輸出国内において同種の商品の販売が行われていない場合、または市場が特殊な状況にあるかもしくは販売量が少ない場合は、第3国向け輸出品との比較あるいは生産費+管理費+販売経費+その他経費+利潤を加えた構成価額(constructed value)計算によっておこなう(2-2)。

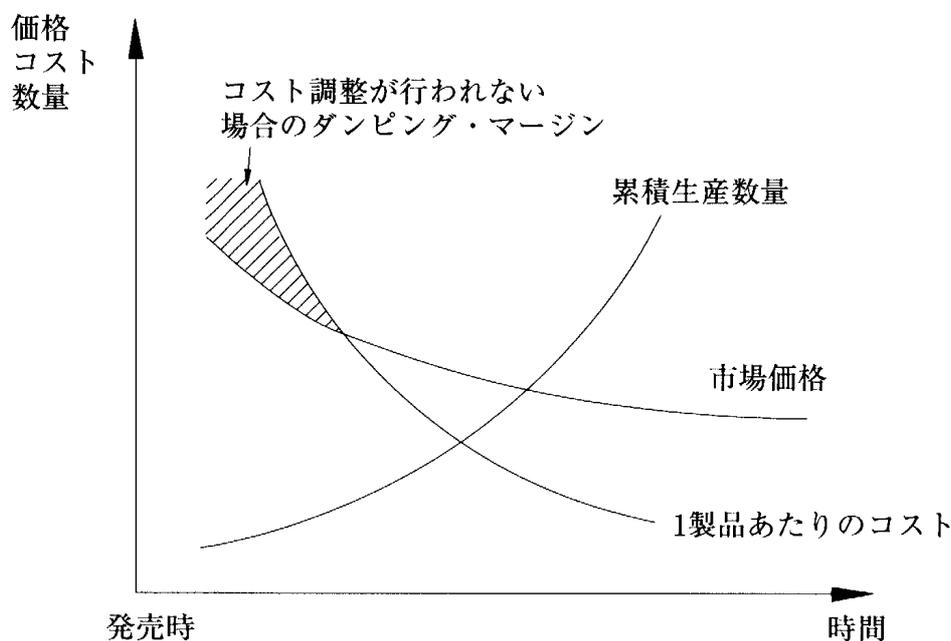
単位あたり生産費(固定費及び変動費)に管理費、販売経費及び一般的経費を加えたものを下回る販売つまり原価(費用)割れ販売が相当な期間(通常1年,2-2-1-注)にわたり、相当な量(比較すべき取引の20%以上,2-2-1-注)でおこなわれ、かつ合理的期間内に費用回収が出来ないと当局が認めた場合は、その価格は正常の価格とは認定されない(2-2-1)。原価割れ価格であっても調査の対象となった期間における費用の加重平均を上回れば正常な価格と認められる。一時的なあるいは少量の原価割れ販売をもって紛争の対象とすることを避ける措置である。

他方、特に立ち上がり段階の操業が費用に与える影響については費用の算定に調整を加えることが認められた(2-2-1-1)。半導体のように、経験的に習熟曲線が知られており、累積生産量が増加すると費用が急速に低下する商品(図1参照)では、低い価格設定によって消費を促進するインセンティブと生産規模を極大化して単位あたり費用をライバルより低くしようとするインセンティブが働くために、立ち上がり期には初期投資が膨大になる一方で、生産も伸びていないので、原価割れ販売が顕著である。このために、立ち上がり期を調査期間とすると、正常価格は当然極めて高いものになり、現実の販売価格がダンピング価格と見なされることが避けられない。こうしたケースを救済する措置である<sup>17)</sup>。

この他、費用の計算は輸出者の記録によって行い、輸出国の会計原則に基

16) ダンピング認定は、多くの紛争の出発点である。小室程夫(1996)「WTOダンピング防止協定と米国・EU法—ダンピング認定を中心として—」『日本国際経済法学会』年報第5号、参照。

図1 半導体、航空機等に見られるフォワードプライシング



資料：『不公正貿易報告書』2000年版，78頁

づく会計処理を認めることや (2-2-1-1)，利潤の額についても通常の取引における実際の情報を基礎とすること，それが出来ない場合は構成価額の利潤率の設定基準を運用すること (2-2-2)，国内価格と輸出価格の比較は加重平均同士でおこなうこと，それが適切でない場合のみ加重平均で求められた国内価格と個々の輸出価格とを比較することを認めた (2-4-2)。

## ②損害の決定determination of injury

損害とは，国内産業に対する実質的な損害material injuryもしくは実質的な損害のおそれthreatまたは国内産業の確立の実質的な遅延material retardation of the establishmentの三つである。損害は実証的な証拠positive evidenceによって立証されなければならない。立証はダンピングが同種製品の価格に及ぼす影響と結果として国内生産者に及ぼす影響の両者をカバーし

17) 原価割れ販売は，一般に寡占企業の行動といえる。寡占企業行動のダンピングとそれに対するAD措置がどのような条件で有効かなどについては研究も多い。清野一治(1995)「ダンピング：発生原因とその規制」『早稲田政治経済学』Vol.322，藤田康範(1995)「アンチダンピング政策の経済分析」『三田学会雑誌』88巻2号，1995年7月，参照。

なければならない (3-1)。また複数国からの輸入が同時にダンピング調査の対象である場合は、その影響を累積的に評価cumulative assessmentすることができる (3-3)。国内産業への影響を検討する場合は、すべての経済的要因及び指標 (販売, 利潤, 生産高, 市場占拠率, 生産性, 投資収益もしくは操業度における現実の及び潜在的な低下, 資金流出入, 在庫, 雇用, 賃金, 成長, 資本調達能力, もしくは投資に及ぼす悪影響, 国内価格に影響を及ぼす要因またはダンピングの価格差など) の評価が必要である (3-4)。

ダンピング輸入と国内産業に対する損害との間の因果関係を立証する際にはダンピング価格によらない輸入量, 需要の減少, 消費様態の変化, 内外生産者の制限的な商慣行や競争, 技術進歩, 国内産業の輸出実績と生産性差といった要因を検討し, その他の要因による損害の責めをダンピング輸入に帰してはならない (3-5)。

損害のおそれの検討は, 単に申し立てや推測または希薄な可能性によってではなく, ダンピング輸入の著しい増加, 輸出者の生産能力の十分な余力, 国内価格の著しい低下, 在庫などから, 追加的ダンピング輸出が差し迫っており, かつ保護的な措置がとられなければ実質的な損害が生じると結論できる要因によらなければならない (3-7)。

### ③国内産業の定義definition of domestic industry

国内産業に実質的な損害をもたらす等という場合の「国内産業」とは, 同種商品の国内生産者の全体あるいはその生産高が全体のうちに占める部分が相当な割合major proportionを占める生産者をいう (4-1)。ただし生産者がダンピングを訴えられている製品の輸入者である場合またはその輸入者あるいは輸出者の子会社のように関係がある場合は, これらの生産者を除かなければならない(4-1-i)。また例外的に国内産業が二つ以上の市場に分割されており, それぞれの市場の生産者が他の市場に当該商品を供給していない状況では, 分割された市場の生産者を国内産業として扱い, 損害を認めることができる(4-1-ii)。分割が特定地域について生じる場合も同様である(4-2)。このばあいは生産者の全部あるいはほとんど全部almost all the proportion

に損害を与えているといういっそう厳しい条件が課される。

## 〈2〉 調査, 証拠, 暫定措置, 価格約束

### ①調査の開始及び実施 initiation and subsequent investigation

ダンピングの存在, 程度及び影響を決定するための調査は国内産業または国内産業のために行われた書面申請によってはじめて行われる (5-1)。ただし特別の状況においては関係当局は (5-2) に述べる十分な証拠がある場合に限って書面申請がなくとも調査を開始することが出来る (5-6)。調査申請するにはダンピングの事実, 損害の事実, 両者の因果関係を示す証拠を含める (5-2)。これには, 申請者が合理的に入手できる国内生産の量, 価額, ダンピング輸入産品に関する完全な記述, 輸入者名, 外国の生産者名, 産品の輸出国内価格, 輸出価格, 輸入数量, 輸入国の国内価格への影響, 結果としての国内産業への影響に関する情報等を含む。

当局は, その申請を支持している国内生産者の生産高の合計が支持あるいは反対を表明した生産者の生産高の合計の50%を超えた場合に限り, 申請が国内産業によってまたは国内産業のために行われたと見なし調査開始を決定できる。ただし, 申請を明示的に支持している国内生産者の生産が国内産業によって生産される同種の産品の総生産の25%未満である場合は調査を開始できない (5-4)。国内生産者の被用者またはその代表者も申請または支持することができる (5-4-注2)。

当局は, 適切な申請書を受理した場合は, 関係する輸出国政府に通知するが, 調査開始決定後まで申請書を公表しない (5-5)。当局は調査を開始するかしないかを定めるにはダンピング, 損害の双方の証拠を同時に考慮する (5-7)。当局は, いずれかの証拠が十分でないと認めた場合は, 速やかに申請を却下して調査をとりやめる。同様にまたダンピング価格差 (ダンピング価格と正常な価格との差, ダンピング・マージン) が2%未満である場合は僅少として, またダンピング輸入量が輸入国の同種産品輸入総量の3%未満である場合は無視しうるとして, 調査手続を取りやめる。ただし単独で3%

未満であっても、複数の国からのダンピング輸入量の合計が7%を超える場合はこの限りではない(5-8)。ダンピング調査は通常開始後1年以内に終了しなければならない、いかなる場合でも18ヶ月を超えてはならない。

## ②証拠evidence

申請が受理され調査が開始されると、当局は利害関係者<sup>18)</sup>からダンピング、損害、両者の因果関係を示す証拠を収集することになる。ここでは当局と利害関係者の義務と権利が詳細に規定されている。当局は利害関係者に必要とする情報について通知し、利害関係者は関連する証拠を書面で提出する機会が与えられる(6-1)。ダンピングを訴えられた側には質問書が届けられ、30日以内(質問書発送日から1週間と30日以内)に回答しなければならない。妥当な理由を付せば、回答期間を延長することが可能な限り認められるべきとされる(6-1-1)。当局は、要請があれば、利害が反する関係者を一堂に集めて対立する見解の表明及び反論の機会を与えることもできるが、出席することは義務でもないし不利に扱われることもない(6-2)。当局は、調査に使用しようとする秘密でない情報は、可能な限り開示閲覧できるようにし、利害関係者がそれら情報に基づいて反論を準備できるように便宜をはかる(6-4)。

当局は、いかなる情報も、その性質上秘密であるもの<sup>19)</sup>または秘密の情報として提供されたものを当該当事者の明示的な同意なくして開示してはならな

---

18) 利害関係者については次のように例示されている(6-11-i-iii)。調査対象となる製品の輸出者、外国の生産者、輸入者または貿易業者の団体もしくは業界団体であって、その構成員の過半数が当該製品の生産者、輸出者もしくは輸入者であるもの、輸出国政府、輸入国における同種製品の生産者または貿易業者の団体もしくは業界団体であって、その構成員の過半数が輸入国で同種製品を生産しているもの。ただし、上記関係者以外のものを利害関係者に含めることを妨げないとされているので、被雇用者、労働組合代表なども含むことができると考えられる。また調査対象の製品が小売りされている場合には、消費者団体にも情報提供するとしているので(6-12)、広い意味で利害関係者に近い。

19) 例えば、その開示が競争者に対して競争上の著しい利益を与える、またはその開示が情報を提供した者に対してもしくは情報を提供した者の当該情報についての情報源である者に対して著しい悪影響を及ぼすという理由。

いが (6-5), 秘密扱いの要請に正当な理由がないと認め, かつ情報提供者が公表あるいは要約での開示を拒む際には, その情報の正確性を他の適当な者が当局に対し十分に立証しない限り無視することができる (6-5-2)。

当局は, 他の加盟国で情報の収集確認のために現地調査できる。このためには関係企業の同意を得, かつその国政府が反対しないことが条件である。調査は付属書 I<sup>20)</sup>の手続きに従っておこない, その結果については, 関係企業及び申請者が入手できるように計らう (6-7)。当局は, 利害関係者が妥当な期間内に必要な情報の入手を許さない (情報提供しない, 調査妨害をするのも同じ) 場合は知ることできた事実によってのみ仮決定または最終決定できるが, その手続については付属書 II<sup>21)</sup>の規定を順守する (6-8)。最終決定をする前には, その根拠とする証拠について利害関係者が自己の利益を養護するに十分な時間的余裕をもって通知する (6-9)。当局は, 個々の輸出者または関係する生産者について個々にダンピング価格差を決定する。それが実行不可能なほど多数に上るときは合理的な最大数に限ることができる (6-10)。

### ③暫定措置provisional measures

20) 付属書 I は現地調査 on-the-spot investigation の手続を定めたもので, 現地調査の意図, 政府関係者以外の専門家の参加に関する事前通知, 調査対象企業の同意の慣行化, 調査内容, 日程等の事前通告の慣行化, 輸出国政府当局, 調査対象企業からの調査に係わる照会への調査側の回答義務を明示している。ダンピング防止委員会は, 1983年11月に, 現地調査をめぐってトラブルが生じた経験から, その改善を締結国に勧告した。付属書はその勧告内容を明文化している。

21) 調査当局が調査対象企業の提供した情報よりもっと詳細な情報を入手できる場合がある。当局は最良の情報によって判断を下す義務 best information available があるから, この場合企業の提供する情報が採用されないことになり, トラブルが生じる。また, 情報がコンピュータ用磁気テープといった特定の媒体, 特定のプログラム言語によって提供されることを調査当局が望む場合, 種々の技術的問題が生じる。こうしたことを避けるために, 付属書 II はダンピング防止委員会の1984年5月の勧告内容を明文化したもので, 当局は入手を求める情報の詳細, それを記述する方法の詳細を調査開始後速やかに通知すると共に, 情報が妥当な期間内に提供されない場合は, 当局は知り得た情報によって決定を下すことがあり得ることを通知しなければならないことや, 技術的問題への対処原則を示している。best information available については, 柴山千里(1996)「反ダンピング調査手続の問題点—利用可能な最善情報—」『商学討究』(小樽商大)第46巻第2/3号参照。

暫定措置は、調査開始後60日すぎたから (7-3)、ダンピングと損害について仮の肯定的な決定 (いわゆるクロ判定) が行われ (7-1-ii)、損害が調査中に広がることを防止する暫定措置が必要と当局が認めて (7-1-iii)、執行される。暫定措置は、暫定的に算定されたダンピング価格差の範囲内の税または現金供託、債券等による保証の形式をとる。関税評価差止めも暫定措置の一つである。暫定措置の期間はできるだけ短いことを要し、原則4ヶ月が最長で、措置対象輸出品の著しい割合を占める輸出者が要請しても6ヶ月を超えてはならない。ただしダンピング価格差より小さい防止税を課す場合はそれぞれ6ヶ月、9ヶ月とすることができる (7-4)。

#### ④価格約束price undertakings

価格約束とは、ダンピング調査の対象とされている輸出者が損害を除去するに足る価格の修正またはダンピング輸出の停止を自発的に約束し、輸入国の当局がこの約束を受け入れた場合、暫定措置またはダンピング防止税を課さないで手続を停止または終了する一連の措置のことである (8-1)。もちろん当局は仮の肯定的な決定をしないで価格約束を輸出者に求めることはできないし (8-2)、輸出者が約束を申し出ても、それが実際的でないと判断すれば認める必要はない (8-3)。ただし後者の場合は認めない理由を提示する必要があるし、当該輸出者に意見を表明する機会を与える必要がある。

価格約束を当局が認めても、輸出者が希望したり当局が決定すれば、ダンピング及び損害の調査を継続することもできる。調査の結果、否定的な決定 (いわゆるシロ判定) がなされれば、約束は自動的に消滅し、肯定的な決定ができれば、約束は存続する。シロ判定が主として価格約束によるものである場合は当局は約束の維持を要求できる (8-4)。当局は、輸出者に価格約束を強制することはできないが、勧奨suggestすることはできる。輸出者が勧奨を受け入れないからといって、事案を検討する上で影響を受けることはないが、当局がダンピングの損害のおそれが現実のものとなる可能性が高まると判断することはさげられない (8-5)。

約束をした輸出者は、当局の求めに応じて約束の履行に関する情報の提供

を定期的に行わなければならないし、関連資料の確認にも応じなければならない。約束違反があった場合は、当局は入手可能な最善の情報を用いて暫定措置をとることを含め迅速な措置をとることができる。確定的な税は暫定措置をとった日より以前の90日を超えない期間の輸入品に対しても課すことができるが、約束違反があった日以前の輸入品に対しては遡及して課すことはできない(8-6)。

### 〈3〉 賦課，遡及，期間，公告等

#### ①ダンピング防止税の賦課及び徴収imposition and collection of anti-dumping duties

ダンピング防止税をどの程度、どのくらいの期間賦課するかは輸入国当局の裁量行為である。もちろんダンピング価格差を超えた賦課はできない。また国内産業の損害を除去するのに十分であるかぎり、ダンピング防止税額は少ない方が望ましいとされている(9-1)。当局は、当該ダンピング製品の供給者を特定して、適正な額をそれぞれについて無差別に徴収しなければならない。すべてを特定することが実行不可能なほど多い場合は、当該国を特定する(9-2)。

調査期間中に当該産品を輸出していなかった輸出国の生産者または輸出者についてもダンピング価格差を迅速かつ優先的に検討し賦課の不公平を避けなければならない。当局は、検討を行っている間はダンピング防止税を賦課することはできないが、検討開始の日に遡及して防止税を賦課することを保証するために、評価差止めまたは補償を要求することができる(9-5)。

防止税額を遡及賦課する場合は、最終的な税額をできるだけ速やかに、通常は最終的確定の要請のあった日から12ヶ月以内遅くとも18ヶ月以内に決定しなければならない(9-3-1)。

ダンピング価格差を超えて徴収した防止税額は適正かつ迅速に還付を決定し実施しなければならない。輸入者が証拠を添えて還付要請を行ってから、通常は12ヶ月以内に、遅くとも18ヶ月以内に必ず決定しなければならないし、

決定してから90日以内に実施しなければならない（防止税額を予測確定した場合、9-3-2）。

## ②遡及retroactivity

暫定措置とダンピング防止税は、当局の決定が効力を生じた後に輸入される製品についてのみ賦課される（10-1）のだが、それでは当局の決定まで時間を要するためにダンピングによる損害防止の実効を保てない。そこで決定までの期間のダンピング輸入を牽制する措置が遡及賦課である。もちろん調査開始前の輸入に対して遡及することはできない（10-8）。

損害があると最終クロ判定がされた場合、また暫定措置をとらねば損害のおそれが現実に損害の発生につながったと認められる場合は、暫定期間に遡及して防止税を賦課することができる（10-2）。確定したダンピング防止税額が暫定税額または暫定保証額を超過する場合は、その差額を徴収できないが、下回る場合は差額を還付しなければならない（10-3）。損害のおそれあり、または産業の確立の実質的な遅延ありと最終的なクロ判定が出てしかし損害がまだ生じていないときは、その判定が行われた日からのみ防止税額を賦課することができる。この場合は暫定措置適用期間中の供託現金、担保債券等を迅速に還付解除しなければならない（10-4）。当然、どのような場合でも最終的にシロ判定が出れば、暫定措置の還付解除は迅速に行わなければならない（10-5）。

ダンピングを訴えられた産品が、過去にも損害を与えた事実があり、輸入者がダンピングおよび損害の事実を知っているか知っているはずであり、比較的短期間に大量の輸入によって現に損害が発生しており、適用される確定防止税の救済効果を著しく損なうと判断されるときは、当局は暫定措置開始日をさらに90日をこえない日まで遡及して賦課することができる（10-6）。

## ③ダンピング防止税及び価格に関する約束に係わる期間及び見直しduration and review of anti-dumping duties and price undertakings

ダンピング防止税は、損害を与えているダンピングに対処するために必要な期間と限度においてのみ有効である（11-1）。したがって当局は発意あるい

は利害関係者の要請によって適宜見直しを行わなければならない(11-2)。見直しは迅速に行い、開始日から通常12ヶ月以内に完結させる(11-4)。いかなる確定ダンピング防止税も、賦課の日からまたはダンピング及び損害の事実について最新の見直しを行った日から5年以内に撤廃しなければならない。ただし、撤廃日以前に行われた見直しによって、ダンピング及び損害が継続あるいは再発する可能性があるると当局が決定する場合はその限りではない(11-3)。

#### ④価格の公告及び決定の説明price notice and explanation of determinations等

透明性の確保という本協定にも貫くWTOの原理は、利害関係者への公告と決定の説明の徹底にも示されている(12-1)。当局は、あらゆる段階の決定について利害関係者への通知と公告を義務づけられている。当局は、公告あるいは報告書のかたちで事実と法令に係わって当局が重要と認めたすべてのものに関して得られた認定と結論について十分詳細に明らかにしなければならないし(12-2)、提示された論証の採用あるいは却下の理由についても言及を義務づけられている(12-2-1)。もちろん秘密情報の保護への妥当な考慮も義務づけられている(12-2-1, 2)。

多くの加盟国は、自国の法令にダンピング防止措置に関する規定を有しているから、当局は、自国の法令にしたがった手続、決定、見直しを迅速に行わなければならない。当然裁判所の判断、訴訟手続は当局からは独立している(司法上の審査judicial review, 第13条)。

ダンピングは輸入国の産業に損害を与えるだけでなく、輸出国と競争関係にある第三国の産業に損害を与えることがある。こうした場合、ダンピング防止措置の申請は、措置を求める当該第三国が行う。当該第三国の政府は輸入国に情報提供を行い、輸入国当局が第三国のために防止措置をとるようにつとめることになる。手続を進めるかどうかの決定は輸入国が行い、措置をとると決めた場合は、輸入国は物品の貿易に関する理事会Council for Trade in Goodsに承認申請する(第三国のためのダンピング防止措置anti-dumping

action on behalf of a third country, 第14条)。

WTOは、すべての協定において先進国が開発途上国に対して特別の考慮することを義務づけている。先進国は、ダンピング防止税の賦課が開発途上国の重大な利益に影響を及ぼす場合は、賦課に先立って、建設的な救済措置をとる可能性について検討しなければならない(開発途上加盟国developing country members, 第15条)。

#### 〈4〉 ダンピング防止委員会と紛争解決

##### ① ダンピング防止委員会committee on anti-dumping practices

ダンピング防止委員会は、本協定によってWTOの一委員会に改組された形となったので、WTO事務局が委員会事務局を担当し、本協定またはWTO加盟国により託された任務の遂行にあたることになった(16-1)。委員会(及び補助機関)は誰からも情報を求めることもできるし、誰とも協議することができるが、事前に当該加盟国に通知し同意を得なければならない。協議を受ける企業の場合にも同意が必要である(16-3)。他方、加盟国もダンピングに関する措置をとった場合は委員会に遅滞なく伝えなければならないし(16-4)、それは事務局において開示される。また加盟国は調査権限を有する当局や調査に関する国内手続についても通報する義務をもつ(16-5)。

##### ② 協議と紛争解決consultation and dispute settlement

協議と紛争解決のための手続はWTOの統一手続、つまり「紛争解決に係る規則及び手続に関する了解」の規定による(17-1)。各加盟国は、本協定によって与えられた自国の利益が他の加盟国によって無効あるいは侵害されていると認めた場合または協定の目的達成が妨げられていると認めた場合は、当該他国に対して協議を申し入れることができるし、当該国は協議要請に対して好意的配慮を払わなければならない(17-3)。協議によっても合意が得られず且つ輸入国当局が最終的に確定的なダンピング防止税を課した場合、または価格約束を認めた場合は協議要請国は紛争解決機関DSBに問題を付託することができる。暫定措置であってもそれが著しい影響を要請国に与えて

おり、輸入国当局の当該措置が「紛争解決了解」に反していると認めるときは同様にDSBに付託することができる(17-4)。

DSBは、申し立てをした国の要請によって小委員会(いわゆるパネル)を設置する。小委員会は問題に関して、輸入国当局の事実認定が適切であったか、事実評価が公平且つ客観的であったかについて決定する。もし当該当局の事実認定が適切であり、事実評価が公平且つ客観的である場合は、小委員会の結論がいかなるものであれ、当該当局の評価が優先する(17-6-i)。本協定の関連規定の解釈が二つ以上の解釈を容認しており、当該当局の解釈がそれらの一つにあたる場合は、当該措置が協定に適合しているものと小委員会は認める(17-6-ii)。小委員会に提供された秘密の情報については同意を得ないで開示されることはない。

### ③最終規定final provisions

加盟国は、本協定に基づかないでダンピング輸出に対していかなる措置をとることできないし(18-1)、他のすべての加盟国の同意なしにいかなる留保もすることはできない(18-2)。各加盟国は国内の法令及び行政上の手続を本協定に適合したものとするためにすべての必要な措置をとる(18-4)。各加盟国は本協定に関連する法令の変更、運用についてはダンピング防止委員会に通報する。委員会は、毎年本協定の実施運用について検討し物品の貿易に関する理事会に報告する(18-6)。

## おわりに

WTO発足後、AD措置調査開始件数は新しい局面を見せている。従来頻繁にダンピング調査を開始してきた米国<sup>22)</sup>、カナダ、豪州、EU<sup>23)</sup>では、発足

22) 米国は協定批准に伴って国内法令を改定した。ディヴィッド・フォスター／松井豊訳(1995)「米国反ダンピング法の最近の改正」『国際商事法務』Vol.23, No.7。ケネス・G.ワイゲル／フリン・ホレック／川村彰志訳(1998)「1994年法に基づく米国アンチ・ダンピング法の改正点について」上下『国際商事法務』Vol.26, No.10, 11。

直後の1995年、96年は合計でそれぞれ65件、67件であったが、97年には115件、98年には89件と増加傾向を見せている。一貫して調査に踏み込むことのないのは日本で、いわば例外化の感さえある<sup>24)</sup>。これらの国地域を除くその他の国（ブラジル、韓国、インド、南アフリカ、インドネシア等）が頻繁に調査に踏み切るようになったのも大きな変化である。

AD措置を国内産業保護の政策手段として用いることは、協定が厳に慎むべきこととしてきたことだが、現実には保護手段化の傾向が一段と強まっているとして過言ではないようである。ただそれを明らかにするためには、取引の実態及び各国のAD措置法令・手続の実態を分析することが欠かせない。それらは別稿の課題である。(10/100)

---

23) エドウィン・ヴェアムルスト／ポール・ワール／小室程夫監訳 (1996) 「ポスト・ウルグアイ・ラウンドのEUダンピング防止規則」上下『貿易と関税』Vol.44, 1996年8, 9月号。

24) 1991年10月の中国、ノルウェー、南アフリカ共和国からのフェロシリコマンガンを輸入へのダンピング提訴については、米谷三以(1993)「日本の関税定率法上のアンチ・ダンピング手続」『国際商事法務』Vol.21, No3, を参照。1995年8月のパキスタンからのカード綿糸(タオル、シーツ用綿糸)輸入に対するダンピング提訴については、国谷史郎／荒木源徳(1996)「日本の不当廉売(ダンピング)課税の法制および実務」上中下『国際商事法務』Vol.24, No 2, 3, 10参照, 参照。